平成２９年（フ）第３２９号
奈良市芝辻町３丁目４番25号　南都荘101号
債務者　木原　久明
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３４号
奈良市大安寺２丁目４番13―２号
債務者　ｃｈｏｕ　ｃｈｏｕこと　分林壽美子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４０号
奈良県桜井市大字初瀬4582番地　２号館102
債務者　本田　和男
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２５４号
香川県高松市桜町１丁目１番15―502号　アルファ桜町
債務者　島田　雄次
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３０号
沖縄県浦添市牧港２丁目33番10―306号　トーマス牧港２
債務者　大泊　直美
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１８８０号
名古屋市緑区徳重２丁目101番地　テンハウス101号
債務者　丹羽　弘子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６９号
長崎県長崎市川上町８番22号、住民票上の住所長崎県長崎市出雲１丁目17番14号
債務者　池田　久孝
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
長崎県長崎市柳谷町19番３―201号
債務者　中村　好子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市宮之浦町903番地１　宮之浦住宅302号
債務者　武田　章子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７３２号
仙台市若林区沖野３丁目４番66号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字横捲89番地５
債務者　井本　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８６５号
仙台市太白区上野山１丁目16番６号　フォレストノート102
債務者　加藤　和也
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８８６号
仙台市青葉区中山４丁目19番７号　ロフティシルクＡ207、従前の住所仙台市青葉区八幡６丁目13番５号
債務者　高橋　美華（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
茨城県日立市千石町３丁目６番14号
債務者　鈴木由紀子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１０８号
群馬県桐生市梅田町１丁目228番地の９　グリーンハイツ梅田２号
債務者　大川　賢治
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１０９号
群馬県桐生市新里町山上850番地２
債務者　星野　香織
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３６号
千葉県館山市八幡380番地、住民票上の住所埼玉県志木市上宗岡５丁目６番18―401号
債務者　赤木　奏穂
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第３７９号
新潟市中央区関屋大川前１丁目２番41　エイルマンション202号、前住所新潟市中央区関屋大川前１丁目９番３号　シェブランⅡ203号
債務者　白石宗一郎
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
新潟地方裁判所民事部